



幼稚園における 2歳児定期利用保育事業のご案内



保育園ではなく、幼稚園で平日に一定期間子どもを預けることができます。預けられるのは、3号認定※を受けた満2歳の児童です。利用期間中3歳に達してからも、そのまま幼稚園に預けることも可能です。※子どものための教育・保育給付の3号認定です。



利用までの手続き

兄・姉と同じ幼稚園に、
弟・妹を預けられて安心！

①預けたい幼稚園に利用申請

利用したい幼稚園の応募人数や預けられる時間帯をチェック！
利用したい場合は、園に直接応募します。
この時点でまだ支給認定証が手元にない人は、市役所で支給認定申請をしてください。

②支給認定の申請

利用する場合は、お子さんの「保育の必要性の有無」等を市が定める基準のもとに認定を受けていただく必要があります。申請書や必要書類について、町田市役所あるいは町田市ホームページ（「まちだ子育てサイト」で検索）から入手ができます。

③園から利用決定通知

手元に支給認定証があり、園に申込後利用決定がされれば、利用開始！
※園での応募人数を超えた場合には、利用できないこともあります。



実施園一覧

実施園名	住所	預かり 総時間	預かり 実施日	預かり時間	電話番号
たちはな幼稚園	町田市高ヶ坂 6-29-1	11時間	月～金	7:30～ 18:30	042-726-4984

募集人数や募集期限等は直接園にお問い合わせください。



2023年10月～
多子世帯支援のため、
第2子以降の無償化が始まります

対象児童

- ・『対象園の2歳児定期利用保育』を利用の第2子以降のお子さん
- ・「保育の必要性」について、3号(2号)認定があるお子さん

※住民税未申告世帯は対象外

注) 住民税が未申告、又は以前にお住いの市町村の課税証明書の提出がない方は対象外です。未申告の方は速やかに住民税の申告をお願いします。町田市外に住んでいたために市町村民税額を提示いただいていない方は、課税証明書等を添付して申請してください。

補助上限額

月額上限42,000円

※入園料、給食費、行事費等は補助の対象外です。

申請方法

- ① 施設から、月ごとの「施設利用証明書兼領収書」の発行を受ける。
- ② 「幼稚園2歳児定期利用保育多子世帯支援補助金交付申請書」と「施設利用証明書兼領収書」(原本)を受付締切まで※に【子ども総務課】へ提出。

※交付申請書の受付締切

- 7月(15日)→当年度4～6月分申請
- 10月(15日)→当年度7～9月分申請
- 1月(15日)→当年度10～12月分申請
- 4月(10日)→当年度1～3月分申請→**最終申請期限**

交付申請書の提出忘れ等があっても、以降の受付月で申請できます。ただし、**最終申請期限**を過ぎた場合は、当該年度の補助金の申請を行うことができなくなります。

対象園

たちはな幼稚園

2023年10月時点



お問い合わせ

■ 補助金交付申請について

子ども総務課 手当・医療費助成係 TEL 042-724-2551

■ 「保育の必要性」の認定(2号・3号)について

保育・幼稚園課 支援係 TEL 042-724-2137